

# 「失業手当・解雇予告手当・未払い残業代 合わせて120万円余を支払います」

## 20年以上働いた職場を突然解雇され、鈴亀ユニオンに相談 4回の団体交渉で和解し「協定書」調印

### ◆突然の解雇

2019年10月10日、鈴鹿市内の飲食店で働くTさんから鈴亀ユニオンに相談がありました。「20年以上働いたが、店の経営縮小に伴って解雇された。会社の都合で解雇されたのに、自己都合だと言われた。会社はこれまで雇用保険を全く払っていない。このままでは失業手当がもらえないのではないか、どうしたらいいだろう」との訴え。

### ◆団体交渉申し入れ

Tさんにはさっそく組合に入ってもらい、翌日、店側に団体交渉を申し入れました。

当初「Tさんとは誠意をもって話しあうつもりだった。何



で突然組合が出てくるのか」と戸惑いと怒りの表情を見せた経営者でしたが、4回の団体交渉を通じて自らの非を認め、見出しのよ



うな金銭解決に至ることができました。

### ◆労基法違反の数々

Tさんの会社には労働契約書も就業規則もありませんでした。その上、〇〇時〜〇〇時までという勤務時間の定めがなく、毎日の労働時間の記録もない。したがって時間外労働の記録がないし、休憩時間や有給休暇の定めもない、昇給や退職金の定めもないなど、ないないづくしでした。明らかに労働基準法違反です。とんでもないことですが、零細な職場ではこのような働き方をしているところはたくさんあるのかも知れません。

### ◆泣き寝入りはしない

そして多くの場合、解雇されても何の補償もなく、泣き寝入りするケースがほ

とんだのではないでしょう。うか。

そんな中でTさんが組合の門をたたいてくれたのは幸いでした。おかげで、私たちが解決のお手伝いをすることができました。

### ◆会社側も理解

交渉を通じて会社側は「わかりました、法律は守ります」と理解を示してくれて、相互に歩み寄りができたのは何よりでした。

### ◆困ったときは組合へ

11月29日は「全国いっせいで配りました。」「無料労働相談ですか、ご苦労さまです」と関心を示す人がいたから鈴亀ユニオンを紹介してあげてください。



三重県労働組合総連合(みえ労連)

すぐがめ Suzukame Union

鈴亀ユニオン

鈴亀ユニオンニュース 2019年12月1日

〒513-0801 鈴鹿市神戸9-1-1志水ビル2階  
Suzuka-shi, kanbe, 9-1-1Shimizu Bldg. 2F

Tel:090-1821-4997

【HP】 <https://suzukame-union.jimdo.com/>

